

学生の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症対策について

後期授業の開始にあたり、「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン集（2020年8月24日版）」を下記のとおり通知します。いずれも、皆さんが安心、安全な大学生活を送ることができるよう文部科学省はじめ関係省庁が示す新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインならびに習志野保健所の助言をもとに、綿密な検討を重ねたうえで定めたものです。

については、これらを熟読・熟知し、遵守することを求めます。

2020年8月24日

秀明大学新型コロナウイルス感染症対策委員会

記

秀明大学新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン集（2020年8月24日版）

1. 新型コロナウイルス感染症対策10項目（概要版）
2. 新型コロナウイルス感染症対策の遵守事項10項目（学生用）
3. 秀明大学新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
4. 秀明大学学生寮新型コロナウイルス感染症対策の概要（10項目）
5. 秀明大学学生寮新型コロナウイルス感染予防ガイドライン

以上

※2020年8月24日時点のガイドラインであり、今後の状況の変化によって変更することがあります。

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン集

(2020年8月24日版)

秀 明 大 学

※2020年8月24日時点のガイドラインであり、今後の状況の変化によって変更することがあります。

目 次

1. 新型コロナウイルス感染症対策 10 項目（概要版）・・・・・・・・・・ p 1
2. 新型コロナウイルス感染症対策の遵守事項 10 項目（学生用）・・・・ p 2
3. 秀明大学新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン・・・・・・・・・・ p 3
4. 秀明大学学生寮新型コロナウイルス感染症対策の概要（10 項目）・・ p 9
5. 秀明大学学生寮新型コロナウイルス感染予防ガイドライン・・・・・・ p 10

新型コロナウイルス感染症対策 10 項目（概要版）

1. 対面授業と遠隔授業を併用し、密集、密接を回避。
 - ①履修者数 30 人以下は原則対面授業（授業によっては遠隔授業もあり）
※対面授業であっても通学が困難な学生と 9 月中に退寮する学生は、事前申請により遠隔授業も可（同時中継またはオンデマンド方式）。
 - ②履修者数 31 人以上は原則遠隔授業。
※看護学部の実習など一部授業を除く。その場合でも 50 人以下とし、300 人教室などの大教室を使用し、密集、密接を回避。
※時間割、履修登録の詳細は後日連絡します。
2. 対面授業の教室は、受講者数の倍以上の収容定員を持つ教室を使用。
 - ①エアコン、換気扇を常時使用するとともに窓を開放し換気を徹底。
※換気扇、網戸のなかった教室にはすべて改修工事を実施済み。
 - ②座席数を減らし、間隔を空けて着席。
3. 遠隔授業、対面授業の中継等を実施するための設備の整備、機材を増備。
4. 登校時の検温、消毒を実施し、発熱者（37.5 度以上）は速やかに帰宅（届出欠席扱い）。
5. 登校後、感染症状が現れた場合は、個別隔離対応。
 - ①専用の保健室と収容棟を新たに設置（他の学生と接触することなく対応）。
※発熱以外の症状の場合は、従来の保健室で対応。
 - ②防護服、マスク、手袋、消毒薬等を増備済。
 - ③必要に応じて発熱外来を持つ病院と連携して対応。
6. 教室はじめ各施設のドアノブ、机、椅子、パソコン等の消毒、換気を毎日実施。
各教室棟、食堂など共用施設の入口、各階に手指消毒薬を配備。常時消毒可能。
7. 共用施設での「密接、密集、密閉」の防止。
 - ①食堂、看護学部棟カフェテリア、図書館、図書館カフェテリア、イングリッシュサロン、IT 教育センター1 階メディアガーデン、看護学部棟 1 階アクティブラーニングスペース 教職支援センター、就職支援センター、学生ラウンジの座席数の削減ならびに入場者数の制限、間隔を空けて整列するためのライン設置。
 - ②食堂など共用施設のテーブル席には飛沫感染防止のための仕切板を設置済。
8. 教務課、学生課等の各種手続きのオンライン化、自動証明書発行機の活用と窓口対応時の入場制限ならびに飛沫感染防止用仕切板の設置。
※緊急の場合を除き、手続きは非対面を原則とする。
9. スクールバスは登校者数に合わせ運行数を調整。バス会社の協力を得て、運行時の換気、車内の消毒を実施。
10. 近隣住民に対する配慮。公共交通機関利用時のマナーを厳守する（詳細は後日連絡）。

新型コロナウイルス感染症対策の遵守事項 10 項目（学生用）

～「感染しない」「感染させない」「早期発見、感染拡大防止」～

※詳細は「秀明大学新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参照

新型コロナウイルス感染予防のために学生の皆さんに遵守・徹底を求める事項をまとめたものです。「感染しない」「感染させない」「早期発見、感染拡大防止」を基本とした行動指針です。

1. 朝夕検温し、発熱者（37.5 度以上）は登校しない（届出欠席扱い）。
2. 公共交通機関（電車、路線バス）ならびにスクールバス内ではマスク着用、密接、密集、密閉を避け、不要な会話は控える。
3. 登校時、正門守衛室前、スクールバス降車場にて検温実施（非接触型体温計）。
発熱者（37.5 度以上）は下校（届出欠席扱い）。
4. 登校時、正門守衛室前、スクールバス降車場にて手指消毒を必ず実施。
5. キャンパス内では必ずマスク着用（飲食時を除く）。マスクは各自用意。購買でも購入可。
不要な会話や物の受け渡しは控える。
6. 対面授業では他の学生と距離を取って着席。
※受講者数の倍以上を収容できる教室を使用するため距離の確保が可能。
※エアコン、換気扇の常時使用。窓開放を実施。
7. 各種事務手続き・相談は、原則、証明書発行機または WEB 上で行う。
緊急の場合のみ、教務課、学生課、就職支援センターで受け付けるが、入場制限者数を守り、検温、手指消毒を徹底する。
8. 各施設を利用する際は手指消毒を実施の上、入場制限者数、着席数を守り、順番を待つ際には表示に従い間隔を保つ。
食堂、看護学部棟カフェテリア、図書館、図書館カフェテリア、イングリッシュサロン、IT 教育センター1 階メディアガーデン、看護学部棟 1 階アクティブラーニングスペース
教職支援センター、就職支援センター、学生ラウンジ、コンビニエンスストアなど。
9. 登校後、新型コロナウイルス感染症の症状が出た場合は、新たに設置した専用の保健室にて処置を受ける。主な症状：発熱、息苦しさ、味や臭いを感じないなど
10. アルバイトは許可制とする（窓口は学生課。詳細は後日連絡）。
 - ①感染率が高い職種・職場は避ける。
 - ②十分な感染対策がされていることが条件。

※学生本人または家族等の同居者が感染者または濃厚接触者と特定された場合は、登校せず
学生課（047-488-2134）に連絡し、その指示を受けること（プライバシーは保護）。

秀 明 大 学
新型コロナウイルス感染症対策
ガイドライン

～新しい生活様式における大学生活～

2020年8月24日版

※2020年8月24日時点のガイドラインであり、今後の状況の変化によって変更することがあります。

◆ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明な点が多く、長期間にわたり、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。大学においても「3つの密」を徹底的に避け、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、換気などの基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を取り入れ、感染及びその拡大リスクを可能な限り低減すること、学修・教育研究機能を維持・継続し、学生の学びを保障することの両立が重要とされています。

秀明大学として、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するために留意すべき事項をこのガイドラインに示します。「感染しない」「感染させない」行動をとり、感染防止に努めてください。

なお、このガイドラインは今後の感染拡大状況の変化や政府の政策等により都度改訂することを想定していません。

◆感染症対策の基本原則

(1) 感染源を絶つこと

学生及び教職員は、自宅を出る前に必ず検温し、発熱等の症状がないことを確認する。発熱等の症状がある場合には登校しないことの徹底すること。

(2) 感染経路を絶つこと

感染経路を絶つために、①手洗い、②咳エチケット（マスクの着用）、③消毒（手指消毒）を徹底すること。

(3) 抵抗力を高めること

「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけ、抵抗力・免疫力を高めること。

◆その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、様々な情報がインターネットや SNS 等で流れていますが、その中には事実と異なる情報が混ざっている可能性があります。根拠のない情報に惑わされることなく、正確な情報収集や冷静な対応を心がけてください。

同時に、感染者や濃厚接触者とその同居者に対する差別・偏見・いじめ・誹謗中傷等は断じて許されない行為です。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに行動をしましょう。

入構及び対面授業時に留意すべき事項

※入構者に対しては、原則マスクの着用を義務付けます。

1. 通学前

【検温】

- ①登校する予定がある学生は、当日の登校前に必ず体温を測定すること。
- ②37.5度以上の発熱がないこと、風邪症状（咳、倦怠感など）、味覚・嗅覚異常などがなかったことを確認した上で登校すること。
- ③登校前の検温で 37.5 度以上の発熱があった場合は登校しないこと。当日のうちに教務課に電話またはメールで報告し、後日登校した際に「届出欠席」の手続きをすること。

2. 通学時

【公共交通機関の利用】

- ①マスクを着用すること。
- ②他者との適切な距離を確保すること。
- ③知り合いに出会っても会話は控えること。

【スクールバスの利用】

- ①マスクを着用すること。
- ②バス車内も可能な限り他者との間隔を確保すること。
- ③バス車内での会話は控えること。

【徒歩・自転車通学】

交通マナーを守りつつ、周囲との間隔を確保すること。

3. 入構時

【検温】

- ①入構の際に必ず検温を行うこと。（登校指導教員の指示に従うこと。）
- ②検温で37.5度以上の発熱があった場合は、速やかに帰宅すること。後日登校した際に「届出欠席」の手続きを行うこと。

【手指消毒】

- ①入構の際に必ず手指消毒を行うこと。（登校指導教員の指示に従うこと。）
- ②各棟入り口にも手指消毒液を配備しているため、出入りする際には手指消毒を行うこと。
- ③アルコール消毒液を使用するため、アレルギーや肌荒れの心配がある場合には申し出ること。

4. 授業中

【マスク】

- ①マスクを着用すること。（気候の状況等により健康被害が発生する可能性が高い場合は、担当教員の判断のもとマスクを外すこと。）
- ②体育（実技等）の授業におけるマスクの着用は担当教員の指示に従うこと。
- ③マスクを一時的に外さなければいけない場合は、清潔なビニール袋等に保管すること。使用したマスクを机の上などに放置することは厳禁。
- ④集中して授業に参加し、私語は慎むこと。

【手洗い・消毒】

- ①共用の教材・教具・情報機器等を使用する前後に手洗い・手指消毒を徹底すること。
- ②共用の教材・教具・情報機器等は担当教員の指導のもと適切に消毒すること。

【教室環境】

- ①担当教員に指示された座席を使用すること。（教務課の指示に従うこと。）
- ②換気扇は常時ON、出入口のドアや窓は気候上可能な限り常時開放すること。
- ③エアコン使用時も常時換気を行うこと。

【その他】

- ①授業中も必要に応じて水分補給を行うこと。（友人同士の回し飲み厳禁。）
- ②グループワーク等、会話が必要となる場合は必ずマスクを着用し、相手との距離をとり、真正面での会話にならないよう工夫すること。
- ③授業中に体調不良を感じた場合は、すぐに担当教員に申し出ること。（授業中における体調不良者対応については別紙参照）

5. 食事・休憩時間

【昼食】

- ①食事前の手洗い・手指消毒を徹底すること。
- ②食事中の会話は極力控えること。(大声を出すなどの行為はしないこと。)
- ③昼食時は食堂の混雑が予想されるため、昼食の持参を推奨する。
- ④昼食場所として教室の使用を許可する。ごみの処理は各自適正に行うこと。

【食堂】

- ①椅子の間隔をとり、対面での食事を避けること。(アクリル板設置)
- ②入口で手指消毒を必ず行うこと。
- ③自動販売機、発券機等の使用前後も手指消毒を行うこと。
- ④食事等が終了次第、速やかに退席し、滞留時間を短くすること。
- ⑤昼食時間は食堂が混雑することが予想されるため、昼食時間の利用を避け、空き時間に利用するなど工夫すること。密集することを徹底的に避けること。

【他者との関わり】

- ①密集、密接しないこと。
- ②真正面での会話は控えること。
- ③会話をするときには必ずマスクを着用すること。
- ④カードゲームなど物を共有するあそびは控えること。
- ⑤階段等の手すりを極力触らずに移動すること。
- ⑥通常どおり、エレベーターは原則使用禁止。

6. 授業終了後

【構内】

- ①授業終了後は速やかに教室から退室し、不要に構内に残らないこと。
- ②教職員に用事がある場合には、事前に電話もしくはメールにてアポイントをとることが望ましい。

【帰宅時】

- ①帰宅したら直ちに手や顔を洗うこと。
- ②着ていた服は洗濯することが望ましいが、難しい場合には部屋を換気し、風通しの良いところにかけておく。
- ③可能であればスマートフォンなど身の回りのものをアルコールなどで拭く。
- ④その日に受けた授業や身近に接した友人など、自分の行動を後で確認できるように記録に残すことが望ましい。

7. その他

【各自必要な持ち物】

- ・清潔なハンカチ、ティッシュ
- ・マスク (可能であれば交換用の予備マスクもあると良い。)
- ・清潔なビニール袋など (授業中を含め、マスクを一時的に外す必要がある場合に保管するためのもの。)

感染等が判明した場合 (保健所の指示に従って対応)

1. 学生が感染者と判明した場合

【本人】

- ①自身の感染が判明した場合、速やかに大学へ連絡をすること。
- ②感染拡大防止を図るため正確な情報を提供すること。
- ③医療機関、保健所等の指示に従うこと。

【大学】

- ①身体症状や行動歴等の情報収集を行う。
- ②使用した教室、共用物品等の消毒を行う。
- ③必要に応じて休講等の措置を検討・実施する。

※保健所の指示に従い対応する。

【濃厚接触者の特定】

- ①保健所の感染経路等の調査に協力すること。
- ②関わりがある学生・教職員を中心に健康観察を強化し、健康状態について把握する。
- ③感染者・濃厚接触者情報については、組織単位の情報提供に留め、感染者が特定されないことがないようプライバシーには十分に留意する。

2. 教職員が感染者と判明した場合

【本人】

- ①自身の感染が判明した場合は、速やかに事務局長へ連絡すること。
- ②身体症状(いつから、どのような状態か)や2週間前の行動歴等について報告できるようにまとめておくこと。
- ③医療機関、保健所等の指示に従うこと。

【大学】

- ①身体症状や行動歴等の情報収集を行う。
- ②使用した教室、共用物品等の消毒を行う。
- ③必要に応じて休講等の措置を検討・実施する。

※保健所の指示に従い対応する。

【濃厚接触者の特定】

- ①保健所の感染経路等の調査に協力すること。
- ②関わりがある学生・教職員を中心に健康観察を強化し、健康状態について把握する。
- ③感染者・濃厚接触者情報については、組織単位の情報提供に留め、感染者が特定されないことがないようプライバシーには十分に留意する。

3. 学生が濃厚接触者と特定された場合

【本人】

- ①自身が濃厚接触者と特定された場合は、速やかに大学へ連絡すること。
- ②保健所等が指定した期間は自宅待機をすること。
- ③指定された自宅待機期間は、届出欠席となる。
- ④保健所等が指定した期間は毎日検温、健康観察を行い、身体症状等の記録をとること。

【大学】

- ①当該学生の健康状況等を把握するとともに他の学生や教職員の健康観察を強化する。
- ②保健所の指導の下、情報収集し、情報提供や消毒等への協力を行う。
- ③感染者・濃厚接触者情報については、組織単位の情報提供に留め、感染者が特定されないことがないようプライバシーには十分に留意する。

4. 教職員が濃厚接触者と特定された場合

【本人】

- ①自身が濃厚接触者と特定された場合は、出勤せずに速やかに事務局長へ連絡すること。
- ②保健所等が指定して期間は自宅待機すること。
- ③保健所等が指定した期間は毎日検温、健康観察を行い、身体症状等の記録をとること。

【大学】

- ①当該教職員の健康状況等を把握する。
- ②関わった学生や教職員の健康観察を強化する。
- ③保健所の指導の下、情報収集し、情報提供や消毒等への協力を行う。
- ④感染者・濃厚接触者情報については、組織単位の情報提供に留め、感染者が特定されないことがないようプライバシーには十分に留意する。

5. 学生・教職員の同居者が感染者または濃厚接触者と判明した場合

【学生】

- ①自身が濃厚接触者に特定されているか確認する。
- ②確認後、速やかに大学へ連絡する。
- ③濃厚接触者と特定された場合は、「3. 学生が濃厚接触者と特定された場合」の通り。
- ④濃厚接触者と特定されていない場合で、健康状態が良好であれば出席可とする。
自宅待機を希望した場合は、届出欠席とする。

【教職員】

- ①自身が濃厚接触者と特定されているか確認する。
- ②確認後、速やかに事務局長へ連絡をする。
- ③濃厚接触者と特定された場合は、「3. 学生が濃厚接触者と特定された場合」の通り。
- ④濃厚接触者と特定されていない場合で、健康状態が良好であれば出勤可とする。(事務局長の指示を仰ぐこと。)

秀明大学学生寮新型コロナウイルス感染症対策の概要（10項目）

1. 寮室は全て個室とする。学修は自室のみとし、自修室は当分閉鎖する。他室訪問禁止。
2. 朝夕の検温、体調チェックを実施し、感染の早期発見に努める。
 - ①専用の体温計を持参。
 - ②登校前に検温、37.5度以上の発熱がある場合は新設した専用の保健室ならびに収容室へ。
 - ③夕方6時以降の点呼において、寮監寮母の検温、体調チェックを受ける。
3. 朝夕の食事は時間を指定し、密接、密集を回避。
※詳細は「秀明大学学生寮新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」参照。
4. 夜間学修は対面授業と自室での遠隔授業、課題学習を併用し、密接、密集を回避。
※時間割等の詳細は後日連絡。
5. 入浴は時間を指定し、分散入浴。感染を予防（詳細は後日連絡）。
 - ①入浴はシャワーのみとし、指定された時間内に利用（浴槽での入浴は時期を検討）。
 - ②寮生全員に大学が個人専用の脱衣かご、洗面器を支給。共用による感染防止。
 - ③脱衣室、浴室での不要な会話を控え、短時間で退室。
6. 調理室での密接、密集の回避。
 - ①解凍、加熱して食べるもののみ許可、調理を禁止する。
 - ②調理室の密接、密集を避けるため、各階に電子レンジを増備。利用時間…6:00～23:30
 - ③原則、自室で食べる。談話室で飲食する場合は、密にならないよう指定された座席のみとし、会食、談笑は禁止する。
7. 寮内でのマスク着用、手指消毒、寮内施設の消毒の徹底
 - ①自室、入浴時以外はマスクを着用。各フロアに設置した手指消毒薬にてこまめに消毒
 - ②帰寮時には手洗い、うがいを必ず実施
 - ③全室のドアノブ、トイレのノブ、便器、洗面所、浴室、洗濯機、乾燥機等、学生が触れる場所の消毒を、学生寮職員が毎日実施
8. 門限は平日、週末ともに 21:00 とし、点呼を受ける。
※夜間学修のある学校教師学部の学年は、22:00 までに点呼を受ける。
9. アルバイトでの感染予防を徹底（アルバイトの申請の詳細は後日連絡する）
 - ①感染リスクが高い職種・職場を避け、感染予防対策を確認し、学生課の許可を得る
 - ②門限を厳守する
10. 週末の帰宅・外出（不要、不急の外出を控える。詳細は後日連絡）
 - ①人の密集する場所への外出は控える（カラオケ、集団での飲食、コンサート等）。
 - ②路線バス等、公共交通機関利用時のマナーを厳守（密集を避け、会話も控えること）。

※寮生が感染した場合は保健所の指示に従って対応します。

秀明大学学生寮
新型コロナウイルス感染症対策
ガイドライン

～新しい生活様式における学生寮での生活～

2020年8月24日版

※2020年8月24日時点のガイドラインであり、今後の状況の変化によって変更することがあります。

◆学生寮感染対策ガイドラインについて

秀明大学学生寮として、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するために留意すべき事項をこのガイドラインに示します。「感染しない」「感染させない」行動をとり、感染防止に努めること。

◆感染症対策の基本原則

(1) 感染源を絶つこと

寮生は毎朝自室にて検温し、発熱の症状がないことを確認する。また夕方6時以降の点呼時において、寮監寮母の非接触体温計の検温を受ける。

(2) 感染経路を絶つこと

感染経路を絶つために、①手洗い、②咳エチケット（マスクの着用）、③消毒（手指消毒）を徹底すること。外出を控え、他人との接触の多い場所に行かない。

他室への出入りをせず、寮内での会話は廊下で距離を取って行う。

(3) 抵抗力を高めること

「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「学食を必ず食べる」を心がけ、抵抗力・免疫力を高めること。

1. 寮室は全て個室とする。

- ①学修は自室のみとし、自修室は当分閉鎖する。
- ②他室訪問禁止。不要な接触を控えること。
- ③こまめに換気を実施する。

2. 朝・夕の検温を実施し、感染の早期発見に努める。

- ①登校前に検温し、健康チェック表に記録する。
- ②検温で37.5度以上の発熱があった場合は、速やかに寮監寮母に報告すること。
- ③夕方6時以降の点呼において、寮監寮母による非接触体温計での検温を受ける。
- ④**発熱者は、学生寮外に新設した保健室、収容室に移り、休養する。**

3. 朝夕の食事は、時間を指定し、密接、密集を回避

朝食 密にならないよう時間を指定する。

- ① 6:30～7:10 ②7:10～7:50 ③7:50～8:30

例…月曜①2年 ②3年 ③4年と看護経営系

火曜①3年 ②4年と看護経営系 ③2年

実習等で早めに外出する学生は、6:00～朝食をとれます。

夕食 学校教師学部の学生は夜間学修の有無により、食事時間が変わる。

夜間学修のある学年…17:30～18:30

夜間学修のない学年…18:30～19:30

看護・経営系寮生 …18:30～19:30

実習等で夕食時間に間に合わない学生には、弁当を用意するので18:00までに管理室に申し出ること。

4. 夜間学修は対面授業と自室での遠隔授業、課題学習を併用し、密接、密集を回避。

※時間割等の詳細は後日連絡。

5. 入浴は時間を指定し、分散入浴。感染を予防。

- ①入浴はシャワーのみとし、指定された時間内に利用する（時間は後日連絡）。
- ②浴槽を利用する入浴は、時期を検討。
- ③寮生全員に大学が個人専用の脱衣かご、洗面器を支給。共用による感染防止。記名徹底。
- ④脱衣室、浴室での不要な会話を控え、短時間で退室。

6. 調理室での密接、密集の回避。

- ①解凍、加熱して食べるもののみ許可、調理を禁止する。
- ②調理室の密接、密集を避けるため、各階に電子レンジを増備。利用時間 6:00～23:30
※安全に注意して使用する
- ③原則、自室で食べる。談話室で飲食する場合は、密にならないよう指定された座席のみとし、会食、談笑は禁止する。

7. 寮内でのマスク着用、手指消毒、寮内施設の消毒の徹底

- ①自室、入浴時以外はマスクを着用。各フロアに設置した手指消毒薬にてこまめに消毒
- ②帰寮時には手洗い、うがいを必ず実施
- ③男女全ての階に消毒液を設置したので、こまめに手の消毒をする。

8. 門限を 21:00 (平日・週末) とする。

- ①平日…夜間学修のない学校教師学部の学年、看護経営系の学生は、21:00 までに点呼を受ける。
夜間学修のある学校教師学部の学年は、22:00 までに点呼を受ける。
- ②週末…寮生全員が 21:00 までに点呼を受ける。

9. アルバイトでの感染予防を徹底

- ①感染リスクが高い職種・職場を避け、感染予防対策を必ず確認する。
- ②事前に申請し、学生課の許可を得る (詳細は後日連絡)。
- ③門限を厳守する

10. 週末の帰宅・外出 (不要、不急の外出を控える)

- ①人の密集する場所への外出は控えること (カラオケ 集団での飲食 コンサート等)。
- ②公共機関を利用する場合はマナーを厳守し、密接、密集を避け、会話も控えること。

11. 学生寮職員による施設の消毒

- ①学生寮職員が毎日実施。
- ②全室のドアノブ、トイレのノブ、便器、洗面所、洗濯機、乾燥機等、学生が触れる場所を消毒、

12. 寮監寮母の感染対策

- ①自宅を出る前に検温をし、発熱がないことを確認して勤務する。
- ②常にマスクを着用する。
- ③点呼時は、マスクとフェイスガードを着用する。
- ④学生との会話は一定の距離を置く。

13. 発熱、体調不良が確認された場合

- ①学生寮責任者の指示に従う。
- ②状況に応じて医療機関に搬送する。または大学敷地内に設置した専用収容室で休養。

14. 感染等が判明した場合

- ①医療機関、習志野保健所の指示に従って対応
*軽症者・無症状の陽性者は、県から指定された宿泊施設に入室する場合もある。
- ②感染拡大防止を図るため正確な情報を提供すること。
- ③学生寮は、寮内の使用した場所の消毒、部屋の消毒を速やかに行う。